

## 感染症による出席停止について（お知らせ）

平成30年11月  
みよし市教育委員会

学校においては、人から人に感染する疾病、すなわち感染症の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するために重要です。併せて、児童生徒が健康な状態で教育を受けることができるためにも重要なことです。

このため、学校保健安全法施行規則で学校において予防すべき感染症の種類等が定められています。

### 【感染症にかかったら】

学校保健安全法施行規則に定められた感染症にかかると、一定の期間は学校へ出席してはいけないこととなります。それらの感染症および期間は下記のとおりです。

なお、治癒した時は、治癒証明書用紙に医療機関の証明を受けて、学校へ提出してくださるようご協力をお願いします。

### 【手続きについて】

- ① 医師により学校において予防すべき感染症と診断を受けたら、学校に連絡してください。
- ② 医師による治癒証明を受けます。

治癒証明書用紙は、医療機関にあります。ただし、豊田市内の医療機関ではみよし市所定の治癒証明書用紙をおいていない場合がありますので、医療機関に確認し学校で受け取ってください。

- ③ 治癒後、登校の際に学校へ「治癒証明書」を提出してください。

《豊田加茂医師会に所属している医療機関を受診する場合》

文書料はみよしの負担となるため、**無料**です。

《豊田加茂医師会に所属していない医療機関（日進市、東郷町など近隣市町の医療機関）を受診する場合》

文書料が必要となる場合があります。その際、保護者の方で負担していただきますことをご承知おきください。

※長期休暇中・土日・祝日等については、提出の必要はありません。

### 【出席停止期間の目安】 ☆期間（医師の許可があるまで）ただし、期間の目安は次のとおり

- ①インフルエンザ …発症した後5日が経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
  - ②百日咳 …特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
  - ③麻疹 …解熱した後3日を経過するまで
  - ④流行性耳下腺炎 …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
  - ⑤風疹 …発疹が消失するまで
  - ⑥水痘 …すべての発疹が痂皮化するまで
  - ⑦咽頭結膜熱 …主要症状が消退した後2日を経過するまで
  - ⑧結核 ⑨腸管出血性大腸菌感染症 ⑩流行性角結膜炎 ⑪急性出血性結膜炎 ⑫溶連菌感染症 ⑬髄膜炎菌性髄膜炎
- \* ⑧～⑬については、症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
- ⑭溶連菌感染症 …適切な抗菌薬療法開始後24時間を越えるまで